



循環型社会を目指して、我が国からアジアへ世界へ

**平成18年12月
環境省**

平成18年版循環型社会白書から

平成17年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告

序章 世界に発信する我が国の循環型社会づくりへの改革

—我が国と世界をつなげる「3R」の環—

第1節 廃棄物政策の改革以前の状況（戦後から平成初頭にかけて）

第2節 近年の廃棄物・リサイクル対策の改革（循環型社会の形成を目指して）

第3節 国際的な循環型社会の形成と我が国の役割

第1章 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の状況

第2章 循環型社会の形成に向けた国の取組

第3章 循環型社会の形成に向けた各主体の取組

平成18年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策

第1章 概説

第2章 循環型社会の形成に向けた国の取組

序章 世界に発信する我が国の循環型社会づくりへの改革 一我が国と世界をつなげる「3R」の環一

第1節 廃棄物政策の改革以前の状況 (戦後から平成初頭にかけて)

1. 廃棄物の処理に向けた当時の枠組み

・戦後昭和29年に清掃法が制定された後、昭和45年の「公害国会」で清掃法を全面改正する形で、廃棄物処理法が制定された。

これにより、廃棄物の問題は汚物による「公衆衛生問題」から、公害問題への対応も含めた広い「環境問題」としてとらえられるようになり、産業廃棄物も含めた廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化。

・昭和50年代には産業廃棄物による環境汚染の問題や、最終処分場の不足などを通じ、廃棄物の適正処理が広く国民の間で社会問題化。

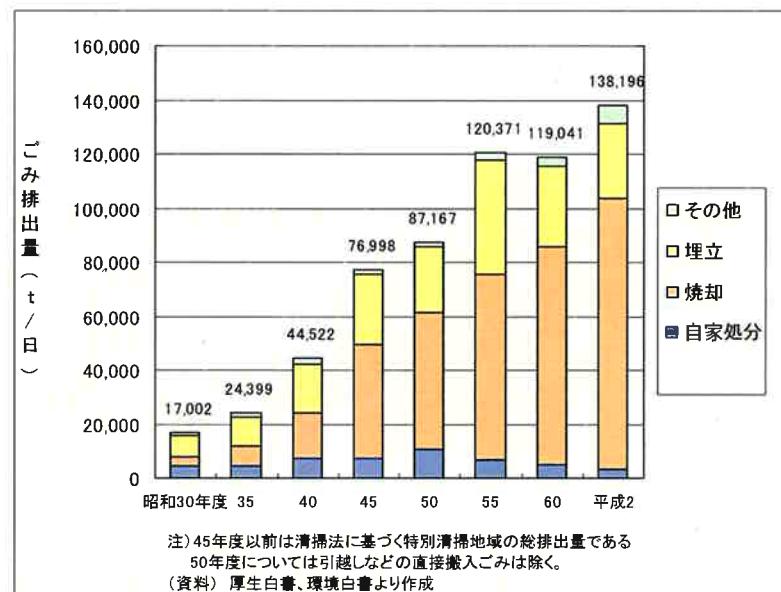
・バブル期には、好景気による消費の拡大とOA化の進展、建設需要の増加等により、廃棄物の発生量が急増

【当時の廃棄物問題の事例】



(昭和40年 夢の島はえの大発生) (昭和46年 江東区におけるごみ搬入阻止)

【ごみの処分方法の推移】



2. 廃棄物の不適正な処理の事案の発生

■不法投棄に代表される廃棄物の不適正処理の問題

- ・廃棄物の不法投棄が発生し、重大な環境汚染を引き起こしたほか、その原状回復のため、多額の費用が発生。
- ・具体的な事案として、香川県豊島などの不適正な処分（作為）の事案、福島県いわき市などの不適正な保管（不作為）などが発生したことを紹介。

【豊島の不法投棄事案の当時の状況とその後の取組状況】



（当時の不法投棄された廃棄物）（その後の取組状況）

（出典：中央環境審議会資料等）

■PCB問題

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、その毒性が社会問題化し、ほぼ30年の長期にわたり処理が行えず、その結果、紛失や劣悪な保管状況等により、いわば「負の遺産」が蓄積したことを紹介。

第2節 近年の廃棄物・リサイクル対策の改革 (循環型社会の形成を目指して)

1. 廃棄物・リサイクル対策の3つの大きな流れ

- ・この十数年に進めてきた廃棄物・リサイクル対策には、
 - ①排出事業者責任に基づく産業廃棄物対策
 - ②拡大生産者責任等を踏まえた各種リサイクル対策
 - ③国と地方が連携・協働して進める一般廃棄物対策の3つの大きな流れ。

- ・こうした中で、廃棄物を資源ととらえ、その循環的な利用・処分を実現する循環型社会形成の体系が形成されてきた。

- ・今後は、リサイクルだけでなく、リデュース、リユース等の製品流通の上流段階の取組を含めた3Rの取組が重要な課題。

■排出事業者責任に基づく産業廃棄物対策の強化

- ・排出事業者責任は、廃棄物を排出する事業者が、その適正なリサイクルや処分などの処理責任を負うという考え方。
- ・産業廃棄物対策としては、平成3年から数次にわたる廃棄物処理法の改正などにより、排出事業者責任を強化。
 - ①マニフェスト制度の創設・罰則の強化等を通じて、排出事業者責任が適正に果たされるための仕組みの整備。
 - ②廃棄物の不適正処分を行った者などに対し、地方公共団体が原状回復を命ずる措置命令の手続の柔軟・円滑化等。
- ・具体的な不法投棄事案への対応を強化するため、「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定。
- ・平成13年にPCB特別措置法を策定し、国の主導により全国規模での適正処理体制を整備。

【P C B 廃棄物の拠点的な広域処理施設整備の進捗状況】



(資料:環境省)

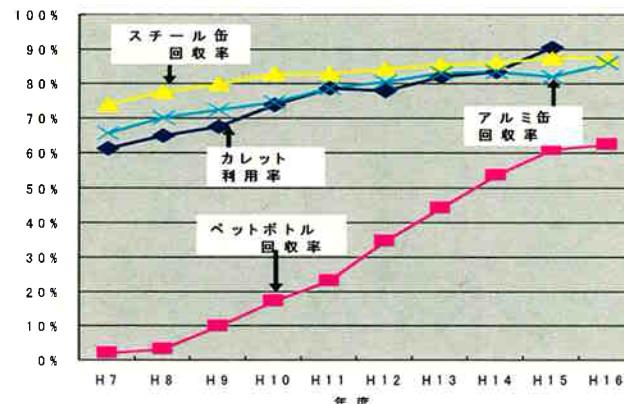
■拡大生産者責任の位置付け等を通じた各種リサイクル対策の創設・充実

- ・廃棄物の排出段階での適正処分の確保だけでなく、製品の生産者が、その使用後や廃棄後にも当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的・財政的に一定の責任を負うという拡大生産者責任（E P R）の考え方などを踏まえ、各種リサイクル法を制定。

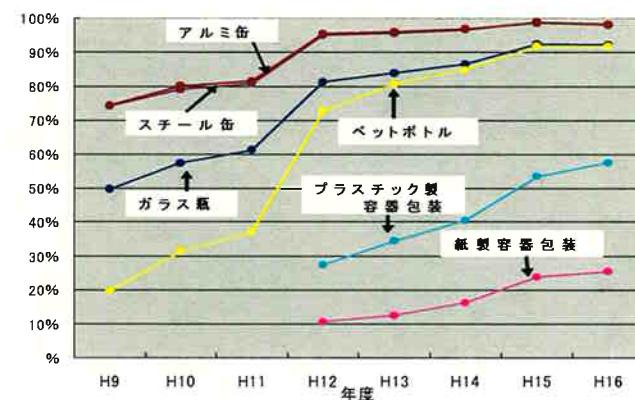
(容器包装、家電製品、建設資材、食品、自動車)

【容器包装リサイクル制度による回収率・利用率等の推移】

(回収率・利用率の推移)



(分別収集実施市町村割合の推移)

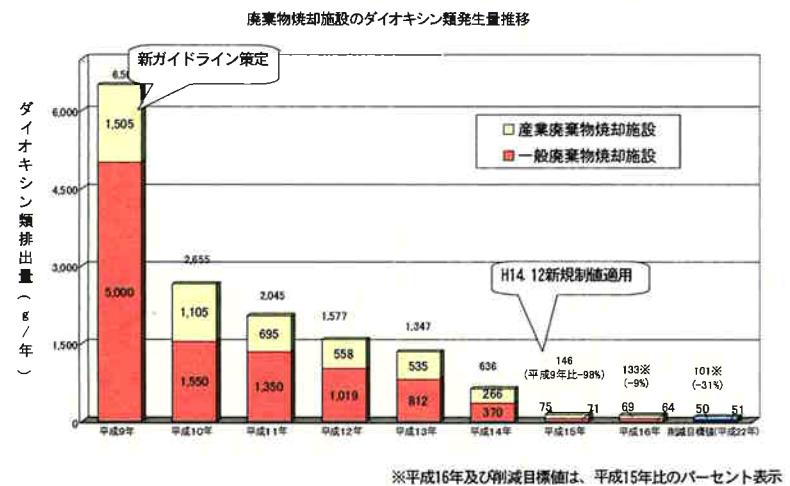


(出典:中央環境審議会資料)

■ 地方と国の連携・協働を通じた一般廃棄物対策の推進

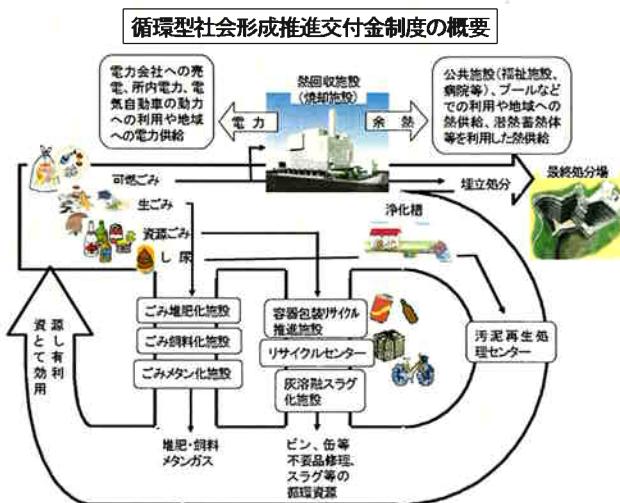
- 暮らしに最も身近な廃棄物である一般廃棄物の適正な処理のためには、法制度を担当する国と地域社会の実情に精通した地方とが連携・協働することが不可欠。

【廃棄物焼却炉のダイオキシン類発生量の推移】



- 地方と国の関係者が連携した具体的な取組の成果として例えばダイオキシンでは、平成15年には、平成9年度比ダイオキシン類総排出量を98%削減するという大きな目標を達成。

【循環型社会形成推進交付金制度による総合的施設整備】



地域を単位に、市町村と国が構想段階から協働して循環型社会の実現に向けた地域計画を策定し、その実現のための3Rの取組や基盤の整備を進めていく仕組みとして、循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）を平成17年度に創設。

- これを受け、市町村は、廃棄物から資源やエネルギーを回収するリサイクル施設の整備といった3Rを推進する地域計画を北海道から沖縄まで全国87の地域で策定。
- 今後は、バイオマス系廃棄物のエネルギー活用などの取組も含め、地域の循環型社会づくりを一層推進。

ごみ発電の進展

ごみ発電整備の推進

ごみ発電施設数の推移

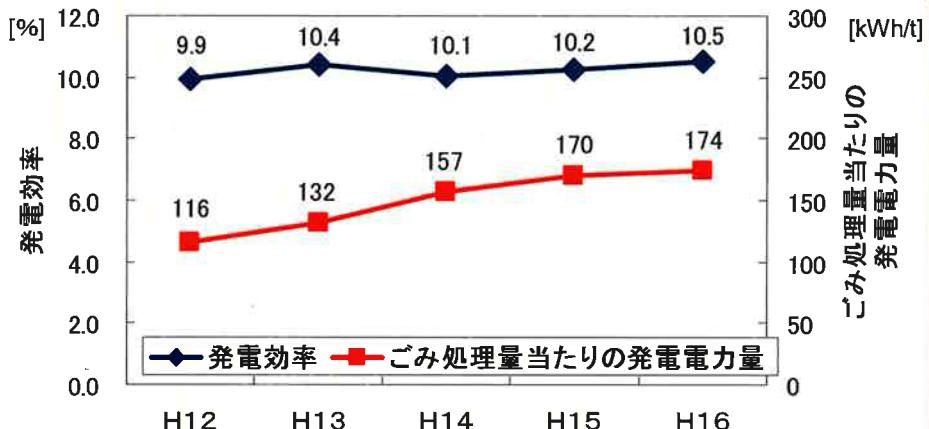
(年度)	10	11	12	13	14	15	16
ごみ焼却施設数	1769	1717	1715	1680	1490	1396	1374
ごみ発電施設数 (%)	201 (11.4%)	215 (12.5%)	233 (13.6%)	236 (14.0%)	263 (17.7%)	271 (19.4%)	281 (20.5%)

RPS法に基づく新エネルギー等発電設備の認定
= 167件(平成18年11月末)

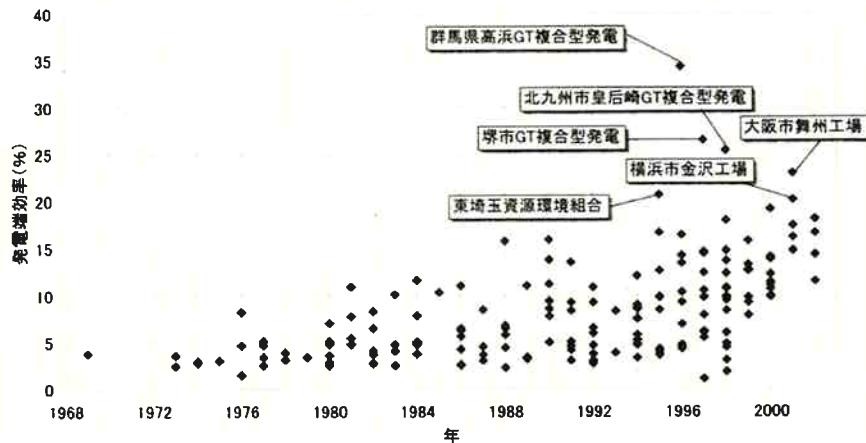
◆原子力発電所1機分110万kWが設備利用率75%程度で稼働した場合の発電電力量に相当。



発電効率の向上



ごみ発電施設における発電の能力向上



(出典:NEDO)

注) 2001年度末現在のデータベースより作成。

ごみ発電施設における発電効率の高効率化

2. 3つの流れを支える横断的な取組

- ・3つの流れに沿って取組を進めていく際に共通する要素として、技術発展の推進とライフスタイルの変革に着目。

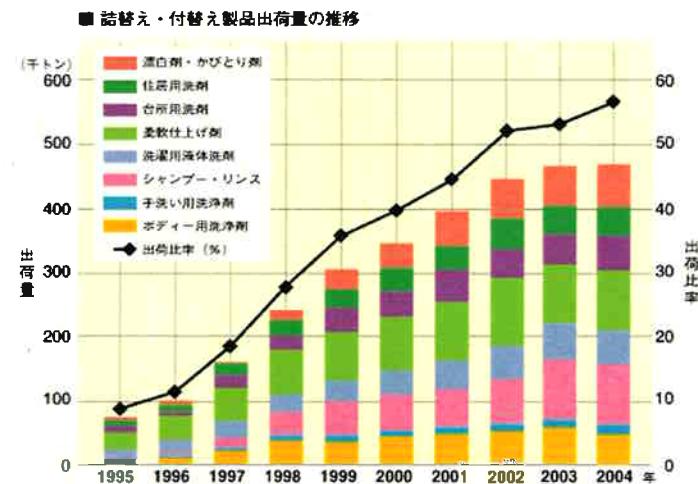
■技術発展等の推進

- ・処理・リサイクル技術の進展のほか、製品の設計段階から廃棄物の発生抑制やリサイクルを視野に入れたエコデザインの推進など、様々な企業や学会等による自主的な3Rの取組を紹介。

【事業者団体による製品エコ・デザイン化の取組例】

業界団体名	製品アセスメントガイドライン
(社) 日本自動車工業会	リサイクル促進のための製品設計段階における事前評価のガイドライン
	使用済物品等の発生の抑制／再生資源又は再生部品の利用に関する判断基準ガイドライン
(財) 自転車産業振興協会	自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン
(財) 家電製品協会	家電製品・製品アセスメントマニュアル テレビジョンリサイクルのための設計ガイドライン
(社) 日本オフィス家具協会	オフィス家具の環境対策ガイドライン
	J O I F A 環境自主行動計画
	金属家具製品アセスメントマニュアル
(社) 日本照明器具工業会	照明器具・製品アセスメントマニュアル
日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合	製品アセスメントマニュアル
(社) 電子情報技術産業協会	情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン
(社) ビジネス機械・情報システム産業協会	地球環境保護を考慮した事務機器製品開発の指針
(社) 日本ガス石油機器工業会及び (社) 日本ガス協会	ガス・石油機器アセスメントガイドライン
	ガス・石油機器アセスメントガイドライン
キッチン・バス工業会、強化プラスチック協会、日本浴室ユニット工業会	浴室ユニット製品アセスメントマニュアル
キッチン・バス工業会	システムキッチン製品アセスメントマニュアル
(社) 日本電球工業会	ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル
日本自動販売機工業会	自動販売機製品アセスメントガイドライン
情報通信ネットワーク産業協会	携帯電話・P H S の製品環境アセスメントガイドライン
(社) 日本エアゾール協会	エアゾール容器の易リサイクル設計ガイドライン

【リデュースの取組: 詰替え製品出荷量の推移】



■ ライフスタイルの変革に向けた取組

- ・国民一人ひとりがものを大切にする「もったいない」の心を持ってライフスタイルを転換し、環境負荷を低減する具体的な行動が重要。
- ・我が国の文化を踏まえた、「もったいないふろしき」やマイバッグ等をシンボルに、普段の生活に根ざしたごみを出さない取組を推進。
- ・市民の地縁的な結びつきを基本に組織される町内会・自治会などによる資源集団回収の取組は我が国独自の活動。資源集団回収は一般廃棄物総資源化量の3割を占めるなど、大きな役割を果たしており、今後とも一層促進。

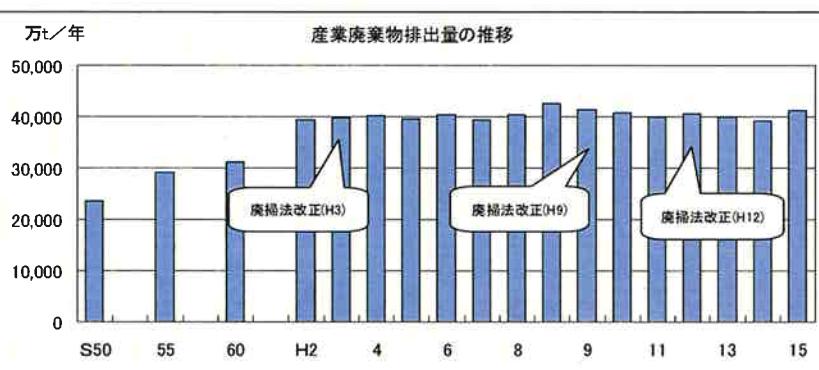
3. これまでの取組を踏まえた廃棄物・リサイクル対策の現状と今後の目標

【一般廃棄物の排出量の推移】



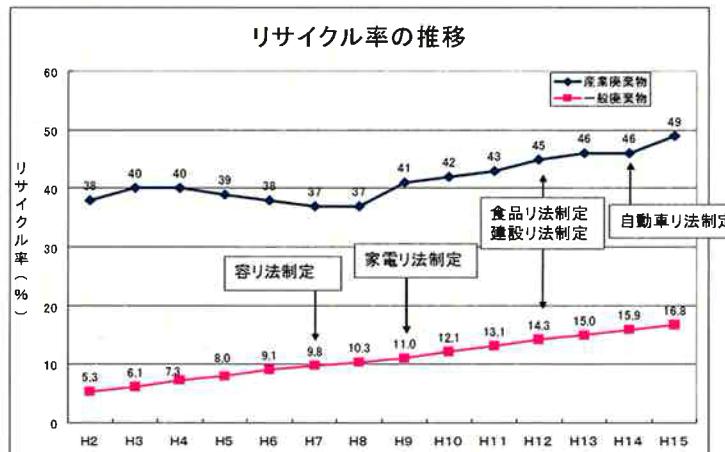
- 一般廃棄物の排出量は、昭和58年度から平成2年度までは、急激に増加。その後、平成3年度以降から平成14年度までは、高い水準のまま横ばい状態。

【産業廃棄物の排出量の推移】



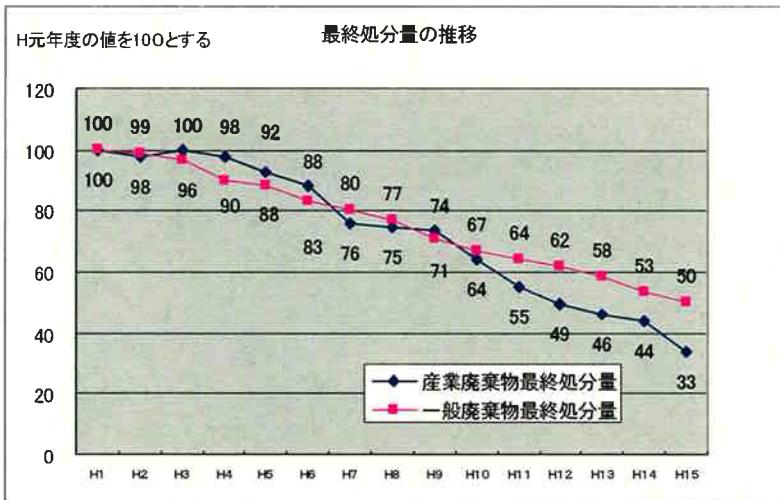
- 産業廃棄物の排出量は、平成2年度までは急増したが、その後はほぼ横ばいで推移。

【リサイクル率の推移】



- 一般廃棄物のリサイクル率は平成2年度以降、着実に上昇。
 - 平成3年の廃棄物処理法改正による市町村での分別収集の取組が推進
 - 平成7年容器包装リサイクル法制定 等
- 産業廃棄物のリサイクル率は平成9年度以降、着実に上昇
 - 平成9, 12年の廃棄物処理法改正による排出事業者責任の強化、不適正処理に対する罰則強化等
 - 平成12年建設リサイクル法制定、平成14年自動車リサイクル法制定

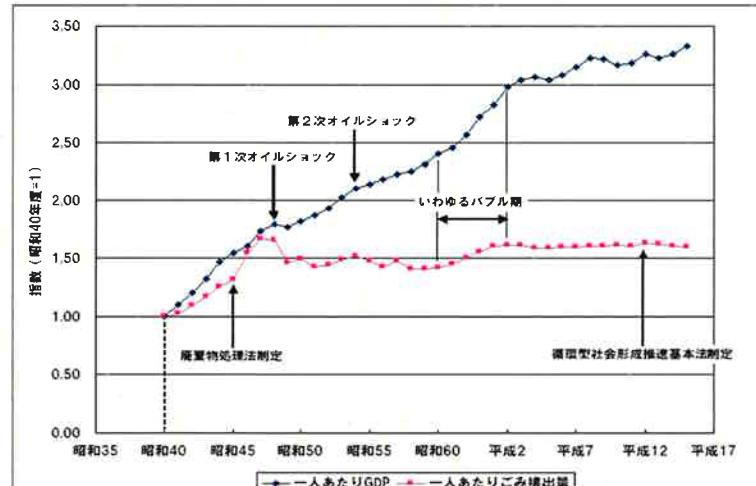
【最終処分量の推移】



廃棄物の最終処分量の削減は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、ここ十数年来で大きく進展

- ・一般廃棄物
平成元年度約1,700万t → 15年度約850万t
- ・産業廃棄物
平成元年度約9,100万t → 15年度約3,000万t

【GDPと一人当たりごみ排出量の推移】



- ・国民一人当たりでみると、GDPが著しく増加しているのに対し、ごみの排出量は横ばいで推移しており、潜在的な廃棄物となる製品の生産が増加していく中で、我が国の廃棄物対策は一定の成果。
- ・しかし、ごみの総排出量の削減や最終処分場の確保等の観点からは様々な課題があり、今後とも情勢の変化に応じて必要な対応を図っていくことが重要。

第3節 国際的な循環型社会の形成と我が国の役割

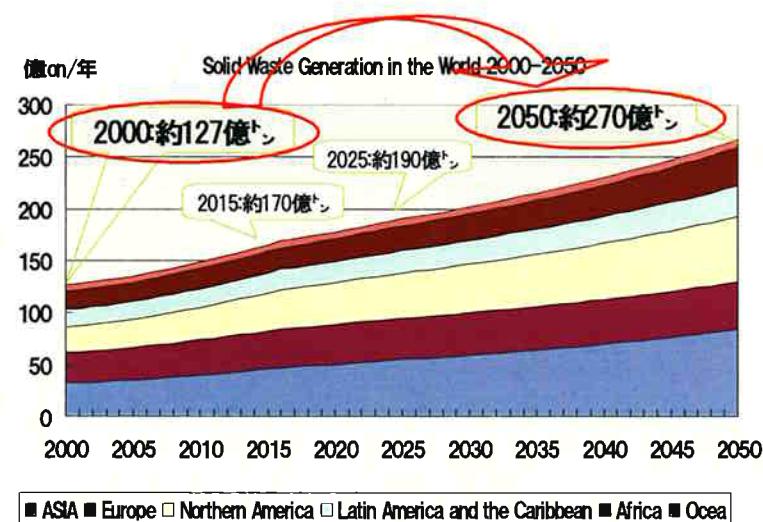
1. 循環資源をめぐる国際的な状況

- ・廃棄物の発生量の増加や、廃棄物等を資源としてとらえた「循環資源」の国際移動の増加などの現状を整理し、これを踏まえた課題を提示。

■世界的な廃棄物の量の増大と質の多様化

- ・世界全体の廃棄物発生量は平成12年からの50年間で約270億トンにまで倍増の予測。
- ・その質も多様化しており、有害物質を含む廃電機電子製品（E-waste）や医療施設からの感染性廃棄物などの適正処理が特に途上国において大きな課題。

【世界の廃棄物排出量の将来予測】



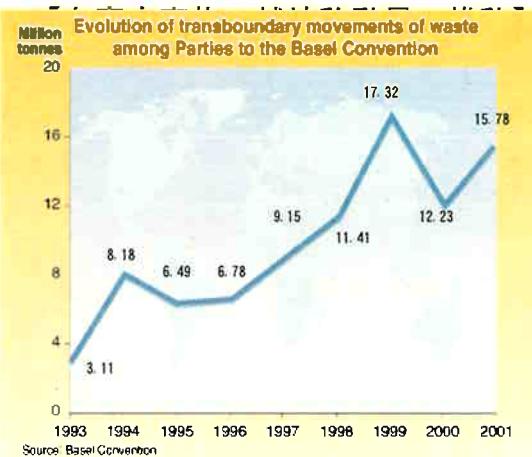
- ・現状でも、途上国でオープン・ダンピングや野焼きなどの不適正な処理方法がみられ、環境・健康上の問題が発生。

【東アジアにおける最終処分場の状況】



■国境を越えて移動する循環資源

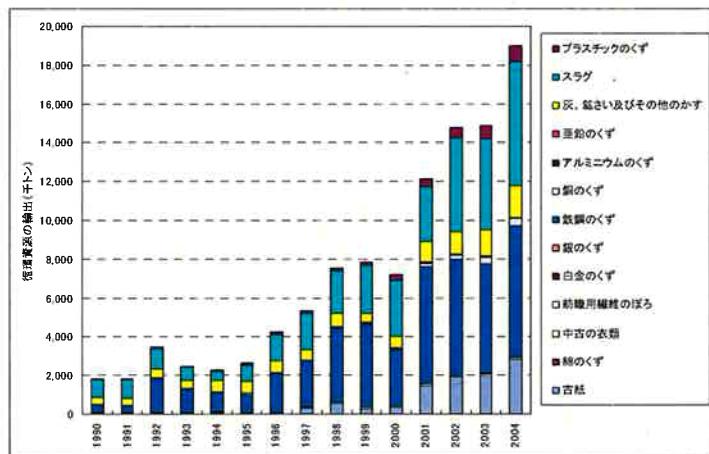
- ・世界レベルでの有害廃棄物の国際的な移動量は、平成5年から平成13年まで8年間に約5倍（約16百万トン）にまで急激に増加。



(出典:バーゼル条約事務局資料)

我が国からの循環資源の輸出量も直近の4年間で約2.5倍に増加。

【循環資源の我が国からの輸出量】



■廃棄物の増加と循環資源の越境移動がもたらす課題

- 途上国を中心に、廃棄物の適正処理能力が質・量の両面から不十分である場合が生じていること。
- 循環資源の急激な国外流出により、日本国内の廃棄物・リサイクルシステムに影響が生じる場合が懸念されること。
- 中古製品などと偽装された有害廃棄物の不法な輸出入が行われており、適正な貿易を確保する必要があること。などを指摘。

2. 国際的な循環型社会の構築

■国際的な循環型社会構築に当たっての基本的な考え方

- 各々国内の循環型社会構築に向け、循環資源の適正な利用・処分を行う能力を向上させることを基本。
- 循環資源の国際移動については各々の国内循環を補完するものと位置づけ、国境での適正な管理を行い、不法な輸出入を防止する取組を充実・強化。
- 上記の取組により環境汚染の防止が十分確保され、東アジア地域全体の環境負荷の低減に資する場合に、循環資源の輸出入の円滑化を図り、地域全体での環境保全と資源の有効利用に貢献。



■ 循環資源の性質に応じた対応

- ・基本的な考え方を踏まえ、循環資源の持つ環境負荷の程度を表す有害性と、経済的価値を表す無価性に着目し、それぞれの性質に応じて的確な対応を推進。

■ 東アジア循環型社会ビジョンの形成と我が国の役割

- ・東アジア地域での国際的な循環型社会の構築に向けた共通ビジョンとして、平成24年までに「ゴミゼロ国際化行動計画」の一環である「東アジア循環型社会ビジョン」を策定していくため、各国の処理能力向上への貢献や循環資源の不法輸出入の防止を中心に、我が国が積極的な取組を進めていくことが求められていることを指摘。

3. 3Rイニシアティブの推進

- ・廃棄物の3Rを国際的に推進していくことを宣言した3Rイニシアティブは、平成16年のG8サミットにおいて小泉総理から提案され、国際的にG8の環境分野での新たなイニシアティブとして合意。
- ・これを受けて我が国で開催された平成17年の3Rイニシアティブ閣僚会合や、平成18年の3R高級事務レベル会合といった取組の進捗状況を整理。
- ・我が国が3Rイニシアティブの提案国として、国際的に3Rの推進を図っていく上で中心的な役割を発揮し、G8サミットを我が国で開催する平成20年を目指して、更なる取組を推進。

【3Rイニシアティブ閣僚会合】



【3Rイニシアティブ高級事務レベル会合】

